

平成 27 年 6 月 25 日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 環境厚生常任委員長 明田 昭

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための 安全かつ確実な運用を求める意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では府民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、昨年10月31日に国内・国外株式比率を各25%に倍増することを認可・公表しました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものと考えます。

さらに、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま一方的に見直しの方向性を示すことは、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があります。また、リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合の仕組みが作られていない中では、被保険者・受給者が被害を被ることになりかねません。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛

亀岡市議会議長 西口 純生